

## 令和3年度機構集積協力金の配分基準について

〔 令和3年6月15日 〕  
〔 農業振興監経営支援課 〕

機構集積協力金は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、機構を活用した担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から、令和3年度の配分基準を次のとおり定める。

### 1. 配分の優先順位

国からの配分が不足した場合は、次の順で予算を配分することとする。

- ① 地域集積協力金（集積タイプの中山間地域分）
- ② 地域集積協力金（集積タイプの一般地域分）
- ③ 地域集積協力金（集約化タイプ）
- ④ 経営転換協力金

### 2. 上記①から④の区分において、その一部にのみ配分を行う場合は、次の指標により優先順位をつけるものとする。

#### (1) 地域集積協力金

交付対象面積に占める「新たに担い手に集積される農地」の面積の割合が高い地域から配分する。

なお、割合が同率の場合は、機構の活用率が高い地域を優先する。

#### (2) 経営転換協力金

機構への貸付面積（経営転換協力金の交付対象面積）が大きい者から配分する。

なお、面積が同じ場合は、経営面積に占める機構への貸付面積の割合（貸付面積÷貸付前の経営農地面積×100（%））が高い者を優先する。

### 3. 予算の不足により経営転換協力金の交付を受けることができなかった者については、翌年度に優先的に交付を行うものとする。（ただし、翌年度に交付する場合は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付する。）

### 4. 用語説明

「新たに担い手に集積される農地」

機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託される農地。